

2025年(令和7年)8月30日 神戸新聞

◆須磨多聞線住民訴訟、住民側の控訴棄却 神戸市が整備する都市計画道路「須磨多聞線」への公金支出は違法とし止めなどを求めた住民訴訟の控訴審判決が29日、大阪高裁判で、長谷川浩一裁判長は住民側の控訴を棄却した。住民側は道路新設の必要性を判断する交通量評価に誤りがあり、周辺環境を悪化させると違法性を主張したが、裁判長は、交通量の予測は合理的で環境影響評価の手法も妥当とした。神戸地裁判決を支持し、「(神戸市に)裁量権の逸脱や乱用はない」とした。住民側は上告する方針。

2025年(令和7年)8月30日 朝日新聞

◆須磨多聞線訴訟、高裁が住民の請求棄却 神戸市が整備する都市計画道路「須磨多聞線」をめぐり、計画は違法だとして地元住民ら約530人が久元喜造市長に約3億円の損害賠償をさせるよう市に求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁(長谷川浩一裁判長)は29日、計画は適法だとする一審・神戸地裁判決を支持し、住民側の請求を退けた。須磨多聞線は須磨区南部と垂水区の約7キロを結ぶ幹線道路で、市は阪神・淡路大震災の復興計画の一環として、1995年3月に事業認可を受けた。住民側はこのうち西須磨区(約520ha)について、渋滞はすでに緩和されて事業目的がなくなり、不要な建設に公費を使つたと主張していた。だが高裁は市の交通量調査に不合理な点はなく「裁量権の逸脱があるとは認められない」と判断した。会見した原告の宗岡明弘さんは「30年もの間、道路の建設について市から納得のいく説明はなかった。極めて不満な判決」と、上告する方針を明かした。